



日米両国に特許出願を考えています。特許庁の取り組みで、日米協働調査試行プログラムというものがありますが、どのようなものでしょうか。

(埼玉県 N. N)



1. はじめに

日米協働調査試行プログラム（以下、日米協働調査）は、日米両国に特許出願された発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果および見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が、早期かつ同時期に最初の審査結果を送付する、国際的な特許審査の取り組みです。

2. 日米協働調査の試行期間

日米協働調査は2015年8月1日から2年間の試行（第1期）の後、2017年11月1日から3年間の試行（第2期）を行いました。

さらに、2020年11月1日から2年間の試行（第3期）を行い、2022年10月31日に終了予定でしたが、第3期を2年間延長し、2024年10月31日まで継続することとなりました。

3. 日米協働調査の進め方

日米協働調査は、日米両庁で並行して先行技術文献調査が行われます。

その後、最初の審査結果案を両庁間で交換して、互いの案を検討し、最初の審査結果が作成され、両庁から出願

人へ送付されます。最初の審査結果が発送されるまでの期間は、日米協働調査の申請が認められてからおおむね6カ月です。

4. 日米協働調査における申請要件

日米協働調査の対象となる日本特許出願は、少なくとも対応する米国特許出願があるものであって、以下の要件を全て備えている必要があります。

- (1) 1出願当たり請求項数20以内、独立請求項3以内であること。
- (2) 全ての独立請求項に対し、相手庁において実質的に対応する独立請求項を有する対応出願があること。
- (3) 審査着手可能な状態であり、かつ、審査着手前であること。
- (4) 対応する独立請求項の最先の優先日が同じであること。
- (5) 日米協働調査の申請時に審査請求済みであること。
- (6) 事業戦略対応まとめ審査、早期審査およびスーパー早期審査を申請していないこと（ただし、これらの申請を取り下げた場合には、日米協働調査の申請が可能になる）。

5. 日米協働調査の申請方法

日米協働調査の申請方法は、下記の2通りがあります。

- (1) 日米協働調査の申請書を用いて日米両庁に申請する。

この場合、一方の庁に申請書を提出してから15日以内に他方の庁に申請する必要があります。

- (2) 日米協働調査の統一申請書を用いて申請する。

統一申請書を用いると、一方の庁への提出のみで申請可能となります。いずれの方法も、申請料は無料です。

6. おわりに

日米協働調査には特筆すべきデメリットがない一方、以下のメリットがあります。

- (1) 両庁における最初の審査結果において判断が一致する可能性が高まるため、その応答負担が減少し、より強く安定した権利を得ることが可能となる。
- (2) 日本特許庁の審査官が最初の審査結果において提示した文献について、米国特許商標庁への情報開示陳述書（IDS）提出の負担が軽減する。